

平成24年第14回弘前市教育委員会会議録

日時 平成24年11月9日（金）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第38号 弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案

議案第39号 弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案

議案第40号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案

議案第41号 指定管理者の指定について(旧藤田家住宅)

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、
5番 佐藤 紘昭 委員

◇欠席委員

4番 前田 幸子 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、学務課長 佐藤 賢也、教育研究所長補佐 佐藤 正徳、
生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課長 小野 俊彦、保健体育課長 柴田
幸博、中央公民館長 相馬 剛、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩
木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、中央公民館相馬館主査 高森 紀之 弘
前図書館長兼郷土文学館長 北嶋 郁也、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課総括主幹 多田 健司、教育総務課総務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成24年第14回弘前市教育委員会会議を開会します。

ただいまの出席者数は4名で定足数に達しているため、直ちに会議を開きます。会議録署名者に5番佐藤紘昭委員と2番今由香委員を指名します。

会期は本日1日としたいと思いがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は議案4件です。なお、議案第41号は、指定管理者の指定に係る申請者の法人に関する情報について、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、議案第41号は、非公開で審議いたします。

・議案第38号について

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第38号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案について審議します。

○中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 議案第38号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

提案理由についてであります。弘前市立中央公民館相馬館の移転新築に伴い、位置を変更するとともに、その使用料を定めるため所要の改正をしようとするものであります。

詳細について御説明をいたします。第2条第1号の弘前市立中央公民館相馬館の項中、「大字五所字野沢44番地3」を「大字五所字野沢41番地1」に改めるものであります。これは、弘前市立中央公民館相馬館が現在建設中の（仮称）相馬地区住民ふれあいセンターが平成25年4月に完成後、当該建物に移転することによるものであります。

次に、別表第1項第3号、弘前市立中央公民館相馬館の使用料の表を改めるものであります。これは、移転新築に伴いまして現在とは貸館室の構成等が全く変わることから、使用料について新規に定めることによるものであります。また、備考第3号を削り、第4号を第3号とするものであります。これは、新しい使用料には冷暖房費の額が計算上、あらかじめ含まれているものによるものでございます。附則につきましては、この条例の施行の日を定めるほか、旧相馬館から新相馬館への移行を遺漏なく行うための規定でございまして、最後には、完成予想の外観図と平面図を添付してございますので、参考までにごらんいただきたいと思います。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。
- 2番（今 由香委員） 新しい建物が建つということで、とても気持ちがいいであろうと想像します。それで、料金について、先ほど説明がありましたが、構成が全く違うということで値段も違うのだと思いますが、ずいぶんリーズナブルな気がします。とても使いやすい値段になっているというか、その辺の説明をもう少しお願いします。
- 1番（山科 實委員） 私も同じなのですけれども、例えば調理室とか、古いほうだと、3,000円、4,000円、5,000円という使用料が新しいほうだと630円とか1,050円とかなり違うので、その辺を少し。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 新しいほうの使用料算定に当たりましては、平成11年に建てられた東目屋公民館、新しい地区公民館になりますけれども、これが山間部にあつて周囲の産業構造も相馬地区と似ておりまして農業が主ということで、そこを参考に東目屋の管理運営費を算定し、その貸館相当部分について1時間1平方メートル当たりの単価を算定いたしました。それをもとに、新しい相馬館の貸館部分の各部屋の面積にその額を乗じまして新しい使用料となったものです。その結果、調理室等につきましては、かなり安くなっております。そのような算定をしております。
- 1番（山科 實委員） あくまでも、面積からということですか。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） そうです。1平方メートル当たり、1時間当たりの管理運営費を出して、それを新しい相馬館の各部屋の面積に応じて出しています。
- 1番（山科 實委員） 特別、調理室に関して熱源が変わったとかそういうことではないのですね。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 熱源はガスから電気に変ることになります。
- 5番（佐藤紘昭委員） 作業の進捗状況というか、今、どのくらいのところまで来ているのですか。

- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 所管が相馬総合支所になりますので、進捗状況はつかんでおりません。
- 教育部長（野呂雅仁） 私の聞き及ぶところでは、若干おくらしているというようなお話は聞いております。それでも、開館のスタートは変わらないと。
- 中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 25年4月スタートということで、ただ、1日となるのか、ずれ込むのかは相馬総合支所でもつかめていない。
- 2番（今 由香委員） 施設を借りたい場合、ネットで予約をするシステムのようなのですが、こちらもそうなのですか。それとも口頭で申し込めば使えるということですか。
- 中央公民館相馬館主査（高森紀之） 4月以降に関しましても従来通りの方法と考えております。
- 2番（今 由香委員） 私も施設を借りる際に、ネットでやろうとしても、ちょっとどぎまぎしてしまい、おじいちゃんやおばあちゃんが借りられるときにどうするのかなど、疑問がありましたので聞きました。
- 中央公民館相馬館主査（高森紀之） 電話でお聞きいただければ、空き状況等お知らせしますので、そちらで御確認いただければと思います。
- 3番（土居真理委員） 参考までに教えていただきたいのですが、工事の総工費、維持管理にかかわる年間の経費などどのようになっているのか。あと、除雪費等もかかると思うのですが、試算ではどのようになっているのか教えていただけますか。
- 中央公民館相馬館主査（高森紀之） ふれあいセンターそのものは、全体で、温泉機能と相馬総合支所機能、それから相馬の公民館機能という形で、施設全体は相馬総合支所で担当して建設工事等進めております。公民館のほうにつきましては、貸館となる部分の公民館部分のエリア、公民館として全体の工事費というのは今手元に資料がありませんので申しわけございません。
- 維持管理費につきましては、建物が一緒ということで、電気代、水道代等の経費の部分は総合支所のほうですべて予算措置するという事で協議しているのですけれども、今の段階では総合支所のほうでもどのくらいかかるのかははっきり見えていない状態になっております。
- 1番（山科 實委員） 除雪費も同じですね。
- 中央公民館相馬館主査（高森紀之） 除雪に関しては、温泉の前の部分が駐車場、温泉の熱を利用した融雪をしまして、その他の部分は通常の除雪で対応ということで、その経費がまだ出ていない状態になっています。
- 委員長（山科 實委員） 今の土居委員の質問に関しては、おおむねわかった時点で教えていただければ。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第38号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第38号は原案どおり可決されました。

・議案第39号について

○委員長（山科 實委員） 議案第39号弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案について審議します。

○弘前図書館長（北嶋郁也） 議案第39号弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、弘前市立図書館3館体制の見直しに伴い、弘前市立岩木図書館を弘前市立弘前図書館の分館とするとともに、弘前市立相馬図書館を廃止するため所要の改正をしようとするものであります。

まず、第2条の改正でございますが、これまで第2条の図書館の設置については、弘前図書館、岩木図書館、相馬図書館、3館がそれぞれ独立した図書館として設置する旨、規定しておりましたが、改正後の条例においては岩木図書館、相馬図書館の項を削り第1項として弘前市立図書館を設置する旨規定し、第2項として弘前市立岩木図書館を弘前図書館の分館として設置する旨の規定を新たに設けております。また、廃止する弘前市立相馬図書館については、今後、弘前図書館の配本所として運営していくこととし、これまでは規則で配本所について設置しておったのですが、第3条に、図書館は弘前市教育委員会の承認を得て、公民館その他必要と認める場所に配本所を設けることができる旨の規定を新たに設け、条例上明確に定めたものであります。第3条の改正は文言の整理をするものでございます。

このたびの改正については、教育委員会の組織見直しの一環として行うもので、弘前市の図書館の弘前・岩木・相馬の3館独立体制を見直して、夢実現ひろさき教育プランの実現や機動性のある教育行政の推進に向けて、図書館の指揮、命令系統を明確にし、一体感のある図書館運営と図書館サービスを行おうとしたものであります。次に、附則として施行期日でございますが、今回の組織見直しによる新たな改正については新年度から予定しておりますので、平成25年4月1日とするものであります。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありますか。

○5番（佐藤紘昭委員） 配本所のこと、今度は規則から条例へと、これはわかりま

す。県内でも結構ですけれども、配本所を設けているところはどこですか。

○弘前図書館長（北嶋郁也） 一番近くは青森市、浪岡の図書館が合併と同時に配本所に位置づけられております。さらに、青森市の場合は各地区に交流センターがありますけれども、その図書館もそれぞれ配本所として位置づけられております。

○1番（山科 實委員） 合併のときからそのような方向性はあったのですか。

○弘前図書館長（北嶋郁也） 合併時には、このような方向性はございませんでした。当時は、弘前市に図書館がありまして、岩木町にも図書館がありました。ただ、相馬村については図書館はなく、相馬公民館の図書室ということであったのですけれども、合併時にいわゆる相馬図書館についてはある意味、将来的に独立した図書館を持つということもあって、3市町村の対等合併ということもあり、相馬の図書室を図書館に格上げし、合併時に調整を図って今まで3館体制ということでありました。それで、3館体制の見直し、前々から話はあったのですけれども、今回、相馬ふれあいセンターが来年4月にオープンしますので、それも一つの機会として見直そうということで、弘前図書館が中心館となってその下に岩木分館、あとは弘前図書館に新しくできる相馬ふれあいセンターの図書室を弘前図書館の配本所という位置づけにして運営していこうと。ただ、運営に当たっては、配本所ということではなくて、相馬ライブラリーというような名称にしてやっていこうと予定しております。

○1番（山科 實委員） 指揮系統が一つになるということは、それはそれでメリットがあるのでしょうかけれども、それぞれの館とか、今まで大事にしてこられた地域の特性なんかを十分残すとか、これからも生かす方向でお願いできればと思います。

○弘前図書館長（北嶋郁也） それは十分配慮してまいりたいと思います。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第39号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第39号は原案どおり可決されました。

・議案第40号について

○委員長（山科 實委員） 議案第40号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について審議します。

○文化財保護課長（小野俊彦） 議案第40号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由でございますが、旧笹森家住宅を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。詳細についてでございますが、第3条の表、旧梅田家住宅の項の次に次のように加える「旧笹森家住宅 弘前市大字若党町72番地」。それから、第5条でございますが、第3号を第4号とし、同条第2号中「飲食し、」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加えるということになります。「文化財施設内（旧笹森家住宅にあっては、所定の場所を除く。）で飲食しないこと。」をつけ加えることになります。

今回、改正に当たっての理由を少し述べさせていただきます。弘前市仲町の伝統的建造物群保存地区で、復元工事中の旧笹森家住宅が平成24年12月に完成する予定で工事が進められておるものです。今回、それに伴いまして文化財施設条例に関連条項を加えるものです。改正の中で、旧笹森家住宅内の所定の場所での飲食を認める内容となります。これは、既存の既に公開中の3棟の武家住宅と違いまして、旧笹森家住宅敷地内に観光客の利便性向上のためにあずまやを整備して自動販売機を設置することや平成25年4月からは主屋の一部貸館を予定していることで、今回の改正に至ったものであります。休息所とあるところにあずまやと自動販売機を置くような形になります。主屋のほうですが、座敷と納戸の部分が貸館として予定している部分でございます。納戸の部分に関してはシンクを置いて水回りを用意するという計画になってございます。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。
- 1番（山科 實委員） 文化財の施設内で喫煙は一切だめなのですよ。ここの休憩所でもだめなのですね。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 禁煙になります。
- 1番（山科 實委員） 文章なのですけれども、第5条第3号「文化財施設内で喫煙し、又は火気を使用しないこと」というのは、このまま読めば日本語として、「使用しない」という文書で終わっているのですけれども、前段の「喫煙し」も受けて、喫煙しないと読むのですか。
- 文化財保護課長（小野俊彦） はい。
- 1番（山科 實委員） とすれば、文化財施設内で喫煙しないと、日本語としておかしくないですか。つながらないような気がしたのですが。並列で、「喫煙」をそのまま使用しないの「しない」にそのままかけるのはちょっと読み取りづらいか。文化財施設内で喫煙はしていいけれども火気は使用しないと読み取ったのですが。
- 中央公民館長（相馬 剛） これ、法制執務上の言葉の使い方がありますので、もう一度法制執務のほうに確認して、その上で決定したらいかがでしょうか。法律用語として決まったものもありますので、その上でこのままでいいのか、あるいは「喫煙し」の「し」を削るとか、そのようにしたらいかがですか。この場で決

めるのは避けたほうがいいと思います。

○1番(山科 實委員) 法律的な用語の使い方であれば、かまいませんけれども、一般の人の目に触れるものであれば少し読みづらいつと感じただけですので、法律的に云々であればそちらで確認してください。

○文化財保護課長(小野俊彦) 確認しながら、訂正が必要であればそのようにいたします。

○1番(山科 實委員) この文章は一般の人の目に触れることはありますか。

○文化財保護課長(小野俊彦) 十分あると思います、公開するものですので。

○3番(土居真理委員) 所定の場所で飲食をしてもよいということですか。

○文化財保護課長(小野俊彦) 一応、許可をします。今、想定しているのは、お茶とかお花の稽古に貸し出しを想定しています。ただし、裸火は使えないので、お茶等々の関係であれば水回りのところにIHヒーターを採用したいと考えておりますけれども、お茶の場合は少し特例として考慮せざるを得ないのかなと考えております。

○3番(土居真理委員) シンクがついて、水だけが出ると、お湯は出ないのですか。IHの調理器を置くだけで、自動的に蛇口をひねればお湯が出るという作りではないと。

○文化財保護課長(小野俊彦) そこは、そのような作りではないです。

○5番(佐藤紘昭委員) これ、旧笹森家住宅のほかに飲食できるところを拡大していくことは考えているのですか。

○文化財保護課長(小野俊彦) やはり、少し拡大を考えていかなければならないと思っています。これから、指定管理をしていく方向性にありますので、指定管理者から要望があった時点では検討したいと考えておりますけれども、今のところ、文化財は原則火気使用禁止ということがございますので、その辺のところは要望があった時に協議をして進めていきたいと考えております。

○5番(佐藤 紘昭委員) その都度条例改正をしなければならない。

○文化財保護課長(小野俊彦) そのような形にはなろうかと思います。

○1番(山科 實委員) そもそも、自動販売機をここに設置することはだれが決めたのですか。

○文化財保護課長(小野俊彦) 文化財保護課のほうで、今までのニーズを探っている中で、仲町の中に休憩所がないと、それから、ちょっとしたお茶を飲みたいのだけれども自動販売機もないという声が利用者の方から聞こえてございましたので、今回、そのニーズを取り入れてということで、文化財保護課のほうで決めさせていただきました。

○1番(山科 實委員) 飲食を許すということは、弁当とかを持ち込んでもいいということですか。

- 文化財保護課長（小野俊彦） はい、そこまで考えています。
- 3番（土居真理委員） 自販機がある場所というのは、ポイ捨てがあつたりとか、個人的に訪れた先で自販機のくずかごがあふれかえっているのかたづけられていないとか、そういうマイナスの印象が残ってはいけないので、飲食が伴うとなると、当然汚すということを念頭に、だれかが常にお掃除を徹底することをお願いしたいと思います。それと、観光客が集中する時期とかあると思うのですけれども、自販機も人が集中する時期というのはどれもすべて売り切れ状態で、最初からなければいいのですけれども、自販機があるのに空だとすごく嫌な思いをしてしまうので、いろいろな角度から管理を徹底していただければと思います。
- 文化財保護課長（小野俊彦） はい、わかりました。その辺は、指定管理の際の詳細について、少し取り入れたいと考えてございます。ありがとうございます。
- 1番（山科 實委員） やはり、施設内に自動販売機はあつたほうがいいのでしょうか。道路とか、外には置けないものなのでしょうか。
- 文化財保護課長（小野俊彦） やはり、目立たないように。自動販売機も少し雰囲気に合ったように、何か工夫をしておきたいと考えております。商品売るためには目立つほうがいいのでしょうかけれども、景観に配慮してというところを考えています。先ほど、土居委員が言った汚れるということと景観上の問題と。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 十分気をつけるようにします。
- 3番（土居真理委員） 自販機のメーカーはどのように決まるのですか。1社ではないので。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 今のところ、そこまでは考えてございません。どういふ自販機を置くのか調べながら、競争の原理を入れたいと考えてございます。
- 3番（土居真理委員） 自販機の中身の商品そのものも、いろいろなニーズがあると思うので。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 今、考えているのは、そこに置く自販機はどういふ自販機が適当なのか、提案をしていただくかということ視野に入れながら、考えてまいりたいと思います。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第40号を可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よつて議案第40号は原案どおり可決されました。

・ 議案第41号について

○委員長（山科 實委員） 議案第41号指定管理者の指定について審議します。
（非公開で審議—原案どおり可決）

○委員長（山科 實委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了
しました。これをもって平成24年第14回教育委員会会議を閉会いたします。

午後 1 時58分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 佐 藤 紘 昭

署名者 今 由 香